

現行水活の令和7年・8年の対応について

- 令和9年度から、水田を対象として支援する水活を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

(水田政策の見直しの方向性について (概要)より抜粋)

● 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(別紙1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 2 交付対象水田の範囲 (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ①～③ (略) ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ア・イ (略) なお、次の<u>いずれかに</u>該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。 ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること <u>イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること</u>	(別紙1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 2 交付対象水田の範囲 (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ①～③ (略) ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ア・イ (略) なお、次の<u>全てに</u>該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。 ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること <u>イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること</u>